

## 外国人観光客等の受入環境整備をする ための費用を補助します

熊本県では、外国人を含む観光客のみなさまが、安心して快適に観光を楽しんでいただくため、観光施設等における受入れ環境の向上を促進する取組みに対して補助金を交付します。

### 1. 対象施設について

外国人観光客を受け入れている実績があるか又は受け入れる予定があり、民間業者が所有又は運営する県内の観光施設、宿泊施設、飲食業施設及び交通事業者が所有又は運営する施設等（公共団体が所有する施設等は除きます）

### 2. 補助対象事業等について

#### (1) 言語バリアフリー多言語化促進事業

補助対象事業、補助対象経費	補助率又は額
外国語表示やピクトグラム、音声等を活用した、多言語化の整備事業。 ①施設利用に関するマニュアル（入浴、設備使用方法など）の整備 ②飲食メニュー表の整備 ③施設内誘導・案内表示（音声案内含む）の整備 ④駅・バス停等の案内標記の整備 ⑤電車・バス等の行き先表示（路線図・時刻表）の整備 （対象経費） 印刷費、翻訳費、調査費、委託料、工事請負費、備品購入費 等	対象経費の 1/2 以内  上限 50 万円

#### (2) 観光客安全避難対策事業

補助対象事業、補助対象経費	補助率又は額
観光客等の安全対策を講じるための整備事業。 ①多言語による避難誘導案内表示（ピクトグラム含む）の整備 ②危機管理マニュアルの作成 ③外国語による館内放送の整備 （対象経費） 印刷費、翻訳費、録音費、調査費、委託料、工事請負費、備品購入費 など	対象経費の 1/2 以内  上限 20 万円

(3) 観光客お出かけ快適環境整備事業

補助対象事業、補助対象経費	補助率又は額
<p>1) 既設トイレの劣化改修等事業 (補助対象事業)</p> <p>①和式便器から洋式便器への交換 ②洋式トイレの劣化改修等 ③上記①及び②に伴うトイレブース(間仕切り、扉)の改修 <u>また、トイレの洋式化と併せて実施される次の経費も対象になります。</u> ④洗面台の改修 ⑤照明器具の交換 ⑥トイレ施設の壁又は床の改修 ⑦トイレ施設全体のクリーニング・ ⑧外国人観光客、高齢者や障がい者等観光客の利用に配慮したトイレの改修 (対象経費)</p> <p>調査費、委託料、工事請負費、備品購入費、印刷費、翻訳費、録音費など</p>	<p>①対象経費の 1/2 以内 上限 100 万円</p>
<p>2) クレジット決済環境整備事業 (補助対象事業)</p> <p>クレジットカード(銀聯カードも対象とする)決済端末の購入、設置 (対象経費)</p> <p>備品購入費、工事費(登録事務手数料を含む)</p>	<p>②端末機 1 台ご とに 1/2 以内</p> <p>但し、複数台購 入する場合の合 計額は、上限 20 万円</p>

※補助金の額は、上記の額の範囲内とし、予算の範囲内で交付しますが、受入環境整備のための取組みを広範囲かつ効果的に行うために、交付額に対して必要な調整を行うことがあります。

※同一の事業者が複数の補助対象施設等を申請することができます。

※交付決定前に着手している事業については補助対象外となります。必ず、補助の交付決定後に事業に着手してください。

※補助金の支払いは事業完了後の精算払いとします。

※市町村等から同様の補助金の交付を受けている場合は、補助金の併用は認められませんので、交付対象外とします。

### 3. 申請方法について

・申請書類は、「熊本県外国人観光客等に対する「おもてなし」向上プロジェクト補助金交付要領（以下、要領という）」、熊本県商工観光労働補助金等交付要項（以下、要項という）に基づき作成してください。

・申請書類は次のとおりです。

①交付申請書（要項別記第1号様式）

②事業計画書（要領別記第1号様式）

③トイレ整備・改修後の維持管理方針（要領別記第2号様式）

※トイレリニューアル事業を行う事業者のみ提出

④収支予算書（要領第3号様式）

⑤補助対象経費の内訳を確認できる書類（見積書等）

⑥対象施設の施設図面（整備箇所・整備機器の名称等を記入したもの）

⑦誓約書（要領別記第4号様式）

・熊本県の「よろず申請システム」により申請してください。その際、上記申請書類のうち、事業計画書（交付要領別記第1号様式）に必要事項を記入し、PDF形式にした上で添付して申請してください。

・申請書等の様式及び電子申請の窓口については、熊本県ホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）からダウンロードできます。

「トップページ」→「組織で探す」→「商工観光度労働部」→「観光課」をご覧ください。

・電子申請の受付後、受付確認メールが申請者に送付されますので、メール画面を印刷したものを添付のうえ、速やかに、上記申請書類を、受付窓口まで、郵送または持参してください。

申請受付期間：平成28年11月28日（月）午前9時～

平成28年12月12日（月）午後5時（必着）

※申請書類作成のための見積もり費用や、申請書送付に係る費用等については、申請者の負担とします。

### 4. 交付決定について

・申請の受付順に書類審査を随時行い、不備がないと判断されるものから予算の範囲内で交付決定を行いますので、最終募集期限前に受付を終了する場合や、受付後でも全額または一部交付できない場合がありますので、ご了承ください。

・書類受付後、補助内容に合致していない場合など、補助金の交付ができない場合でも、申請書類の作成や送付に係る費用については返還しませんのでご了承ください。

## 5. 受付窓口について

受付窓口は次のとおりです。

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県商工観光労働部 観光経済交流局 観光課 観光企画班

TEL 096-333-2332

FAX 096-385-7077